事 務 連 絡 令和3年6月22日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

個別避難計画作成等への支援策等について (周知)

平素より、防災行政及び厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 近年の災害においても高齢者や障害者等が被害に遭っていることを踏まえ、有識者会議に おいて検討が行われたところであり、先般の通知(※)において、①有識者会議の報告書 「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」 における個別避難計画の制度面の改善の方向性や、②個別避難計画の作成経費に対する地方 交付税措置を令和 3 年度に新たに講ずることについてお示しするとともに、③避難行動要支 援者の災害時の避難の実効性確保に向け、消防防災主管部局や福祉・保健・医療など関係部 局で連携の上、取組の検討及び実施準備について、お願いしたところです。(参考 1)

※「『令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について(最終とりまとめ)』及び『令和元年台 風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)』の周知並びに消防防災主管部局と連携し た避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力のお願いについて」(令和 3 年 3 月 4 日付け内閣府防災担当、厚生労働省 地域福祉課、障害福祉課、認知症施策・地域介護推進課 連名の事務連絡)

本年5月10日には、個別避難計画の作成の市区町村への努力義務化等を内容とする「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)が公布され、5月20日に施行されたところです。

政府においては、個別避難計画の作成を促進するため、支援策等を(参考2)のとおり講じることとしており、市区町村におかれては、こうした支援策等も活用し、消防防災主管部局と福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいただくようお願いします。

貴都道府県におかれては、こうしたことについて、管内市区町村と連携し、必要な支援を 行っていただくようお願いいたします。(貴都道府県消防防災主管部局におかれては、管内 の市町村の消防防災主管部局に周知・連携いただくようお願いいたします。)

なお、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく 技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(本件連絡先)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付 藤田、近藤、松崎 03-5253-2111(代表)、03-3501-5191(直通)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 増田、太田、与那嶺 03-5253-1111 (代表) 内線:2857、2219、2232

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 高橋、藤川 03-5253-1111 (代表) 内線:3041、3043

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 花房、原、勝田 03-5253-1111 (代表) 内線:3996、3979、3936